

# グリーン調達ガイドライン

- 2010年 4月 第9版 -



長野日本無線株式会社

## 目 次

1	はじめに .....	1
2	環境に対する方針 .....	2
2.1	基本理念 .....	2
2.2	環境方針 .....	2
3	グリーン調達について .....	3
3.1	目的 .....	3
3.2	適用範囲 .....	3
3.3	運用基準 .....	3
4	取引先様へのお願い .....	4
4.1	環境負荷物質調査 .....	4
4.2	不使用証明書 .....	4
4.3	情報の更新 .....	4
4.4	情報の取り扱い .....	4

## 1 はじめに

長野日本無線株式会社（以下、当社）は、製品含有化学物質の適正管理による環境汚染の防止や廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築など、環境保全への取り組みが企業経営の重要な課題の一つと位置付けております。

当社では、環境に配慮した製品の提供に向けて 2004 年 4 月「グリーン調達ガイドライン」を策定し、環境負荷の少ない資材調達の活動を推進してまいりました。

その後、WEEE 指令及び RoHS 指令、中国版 RoHS（注 1）などが相次いで施行され、製品に対する環境規制が世界的な規模で強化されてきました。

更に REACH 規則（注 2）の施行により、従来に比べ遥かに多くの化学物質について含有情報を把握し、適切に管理することが求められています。

こうした背景を踏まえ、このたび当社「グリーン調達ガイドライン」を大幅に改定し、第 9 版として発行いたしました。

当社は、環境保全に対する義務と責任を確実に履行すべく、取引先様と共に取り組んでまいりますので、今後も引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

長野日本無線株式会社

資材部 部長 吉田 幸正

標準化センター センター長 川村 光二

\*注 1 WEEE 指令 …… 廃電気電子機器に関する欧州議会及び理事会指令 2005 年 8 月施行

RoHS 指令 …… 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 2006 年 7 月施行

中国版 RoHS …… 電子情報製品汚染制御管理弁法 2007 年 3 月施行

\*注 2 REACH 規則 …… 化学品の登録・評価・認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則 2007 年 6 月施行

## 2 環境に対する方針

### 2.1 基本理念

当社では、環境に対する基本理念を、次のように定めております。

#### 基本理念

当社は経営理念に基づき、地球環境の保全が人類共通の最大課題の一つであることを認識し、企業活動の全分野で環境保全に配慮して行動する。

### 2.2 環境方針

当社では、環境方針を次のように定めております。

#### 環境方針

当社は総合エレクトロニクスメーカーとして、生産活動・製品・サービスに関し、環境保全を積極的に取り組む。

- 1．環境調和型の製品の創出・提供  
製品のライフサイクル全般に環境負荷の低減を考慮した、環境調和型製品を創出し提供する。
- 2．環境マネジメントシステムの推進  
環境方針を含め、システムの継続的な改善を推進し環境保全の向上を図る。
- 3．環境関連法の遵守  
環境関連の法規・条例及び当社の自主基準を遵守し、予防処置を含め環境管理レベルの向上に取り組む。
- 4．環境負荷の低減を図るため、目標を設定し改善を行う  
グリーン購入を推進し、環境に配慮した事務用品・部材等を優先的に購入する。  
電力使用量を低減し省エネルギーを推進する。  
リサイクルを推進しゼロエミッション（廃棄物ゼロ）を目指す。  
環境汚染を防ぐため化学物質の適正管理と使用量低減活動を推進する。

## 3 グリーン調達について

### 3.1 目的

当社は、環境に配慮した製品を社会にお届けすることにより、地球環境の保全に貢献したいと考えております。

グリーン調達は、当社と共に環境保全活動に取り組んでいただける取引先様から、環境負荷のより少ない原材料・部品・製品の調達を推進することを目的とします。

### 3.2 適用範囲

本ガイドラインは、当社が調達する次の物品に適用します。

- (1) 当社製品に使用する原材料、部品、完成品、製造・加工・修理等の外注委託品  
および製品製造工程で用いられる副資材
- (2) 当社製品の包装および梱包資材（但し、取引先様と当社との間の運送時に用いられる包装・梱包資材、通い箱、コンテナ等は原則として対象外）
- (3) 当社から設計・製造を委託し、当社のブランドで販売する製品

### 3.3 運用基準

当社が調達する物品に含有される物質について、JIG<sup>(注3)</sup>に準拠して別途定める「グリーン調達・環境負荷物質リスト」に記載された次の区分で管理を行い、環境負荷の低減を図ります。

また、従来のQCD等の調達基準に加え、本ガイドラインの趣旨をご理解のうえ積極的に環境情報を開示いただける取引先様から優先して物品調達を進めてまいります。

#### (1) 禁止物質

国内外の法規制により、製品への使用が禁止または制限されている物質で、当社への納入品に含有することを禁止します。なお、一部に適用を除外する用途があります。

#### (2) 管理物質

国内外の法規制により、製品への使用実態を把握し管理を求められている物質で、当社への納入品に含有することを禁止するものではありませんが、含有情報の適切な管理と開示が必要です。

なお、本ガイドラインに規定のない物質、用途、閾値であっても、国内外の法規制により制限される場合には、それらへの遵法を優先するものとします。

また、当社の各事業部門において、お客様からのご要求により個別基準を追加的に定めたものがある場合には、本ガイドラインと併せて従っていただきますようお願いいたします。

\*注3 JIG・・・ジョイント・インダストリー・ガイドライン

日米欧で共同作成された、電気電子機器に含有する化学物質の情報開示に関するガイドライン

## 4 取引先様へのお願い

取引先様には、組織的な環境保全活動と継続的な改善をお願いいたします。  
グリーン調達を推進するために、必要に応じて当社が調達する物品の含有物質情報に関する調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

### 4.1 環境負荷物質調査

次に示すフォーマットのすべて、または一部で調査を依頼しますので、ご報告をお願いします。

#### (1) AIS (素材・調剤については MSDSplus)

JAMP<sup>(注4)</sup>が提供する製品含有物質の情報を伝達するためのツールです。

JAMPの詳細やツール、マニュアルなどの入手は、ホームページをご参照ください。

URL : <http://www.jamp-info.com/>

#### (2) お客様からの個別要求に基づく調査表

当社のお客様からのご要求により、個別様式で調査をお願いする場合があります。

作成要領などについては、依頼元にご確認ください。

### 4.2 不使用証明書

遵法の視点から、禁止物質を含有していないことを保証していただく場合があります。  
この場合、別途定める「製品含有禁止物質・不使用証明書」のご提示をお願いいたします。

### 4.3 情報の更新

当社への納入品について、使用材料の変更などにより含有する物質に変更が生じた場合や新たな含有が判明した場合には、その都度速やかにご報告をお願いいたします。

### 4.4 情報の取り扱い

ご報告いただいた含有物質情報は、日本無線グループ内で共有させていただく場合があります。  
但し、環境負荷の検証やお客様への情報伝達の基礎データとする以外に使用することはありません。

\* 本ガイドラインについてのお問い合わせは、下記窓口をお願いいたします。

長野日本無線株式会社

基盤技術本部 標準化センター 環境設計推進チーム

電話 : 026 - 285 - 1271

F A X : 026 - 285 - 1036

\*注4 JAMP・・・アーティクルマネジメント推進協議会

素材～完成品まで各種業界を代表する企業が発起人となり2006年9月に発足

## 改定履歴

版番号	改定日	内容
1	2004年 4月	・初版発行
2	2005年 8月	・組織変更により連絡先変更 ・6/7 ページ お客様の指定により対応出来ない製品を追加
3	2005年 11月	・見直しによる全面改正 第3版にてE規程として新規制定
4	2006年 2月	・含有禁止物質に顧客要求のある禁止物質を追加 ・カドミウム閾値レベルを100ppmから75ppmに変更
5	2006年 7月	・テクニカルマネジメントセンターを技術管理室、センター長を室長に変更 ・表1 フタル酸エステル類を追加 ・表2 除外項目変更 ・表3 フタル酸エステル類を削除 ・様式3 鉛フリー対応調査表を変更
6	2006年 9月	・表1 項目名の“使用例”を“対象”に変更し、内容を見直し ・表2 フタル酸エステル類の項目を削除 ・表5 追加
7	2006年 11月	・グリーン調達調査回答ツールをVer3.11に変更 ・環境管理物質成分構成表(様式4)、ICPデータ(様式5)、原材料メーカー調査表(様式6)を削除 ・「製品含有禁止物質不使用証明書」(様式4)を追加
8	2007年 11月	・社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)の環境・安全部ホームページをグリーン調達調査共通化協議会のホームページに変更 ・顧客より要求のある含有禁止物質に1,1,2-トリクロロエタンを追加 ・自主調査物質に「PFOS」、「PFOA」、「2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」を追加 ・様式1をVer3.23に変更 ・様式1、2にシリーズ名の項目を追加

9	2010年 4月	<p>&lt;最新の環境法規制への適合及びJIG準拠のために全面改定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 はじめに」の記述を刷新し、環境法規制の動向と当社の取り組みを明示</li> <li>・「3.1 目的」及び「3.2 適用範囲」の記述を一部修正</li> <li>・「3.3 環境関連物質」を「3.3 運用基準」に変更し、本ガイドライン運用のスタンスを明示し、併せて管理区分を3区分から2区分に変更</li> </ul> <p>また、国内外の環境法規制への遵法と、各事業部門で追加的に定めた個別の環境基準への適合を要請する記述を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「4 取引先様へのお願い」の記述を一部修正</li> <li>・「4.1 含有化学物質調査」を「4.1 環境負荷物質調査」に変更し、併せて調査用フォーマットを刷新</li> <li>・「4.2 証明書の提出」を「4.2 不使用証明書」に変更し、提出基準を変更</li> <li>・「4.3 情報の更新」を追加し、取引先からの自発的な情報更新を要求</li> <li>・「4.4 情報の取り扱い」を追加し、JRCグループ内での情報共有を明示</li> <li>・ガイドライン内での管理対象物質リスト及び調査用フォーマットの例示を廃止</li> </ul>
---	----------	--